

平成 25(2013)年 9 月 24 日

保 護 者 の 皆 様

大 阪 市 立 難 波 中 学 校
校 長 水 口 裕 輝

非常災害時における生徒の安全確保について

早秋の候、皆様方にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、気象庁が平成 25 年 8 月 30 日に「特別警報」の運用を開始いたしました。これまで「台風接近に伴う生徒の安全確保について」でお知らせしてきましたが、更なる生徒の安全確保のため、今後下記のような措置をとりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。また、気象情報には気をつけていただきますよう合わせてお願ひいたします。

記

1. **午前 7 時**の時点で 大阪市に **『暴風警報』** に加え **『特別警報』** が発令されるときにおいても、**臨時休業**とします。
2. 午前 7 時現在、JR 環状線、および大阪市営地下鉄（ニュートラムを含む）の両方が全面運休している場合も、休業とします。
3. 中学校給食については、学校が臨時休業になった場合は、学校より一括してキャンセルになります。
4. 暴風警報もしくは特別警報が出ていなくても、保護者の判断で登校の安全が危ぶまれる場合は、安全が確保されるまで、自宅にて待機させてください。
5. 登校後に暴風警報が発令された時は、居住地域や通学路の安全を確認し、すみやかに下校させます。また、登校後に特別警報が発令された場合、ただちに災害から命を守る行動をとらせます。